

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

給付対象世帯 以下のいずれかに該当する世帯

- ①基準日(令和4年6月1日)において、**世帯全員**の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。ただし、世帯全員が、住民税が課税されているほかの親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。
- ②令和4年1月以降に**新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し**、「住民税非課税相当」の収入となった世帯。

支給額 1世帯あたり10万円

支給時期 あま市が確認書または申請書を受理した日から4週間後程度

申請期限 **令和4年9月30日(金)まで**

手続方法 給付要件により異なりますので、下記①及び②をご確認ください。

(1)世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

①世帯のすべての方が令和3年12月10日以前から現住所にお住いの場合

令和4年6月29日付けで送付した支給要件確認書をあま市社会福祉課にご返信ください。

②世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

申請書及び添付書類を申請書配布場所(あま市社会福祉課、七宝・美和市民サービスセンター)にご持参または郵送でご提出ください。

【添付書類】・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)

・令和4年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する非課税証明書

・振込先の口座番号や名義人などが分かるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

(2)令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請書及び添付書類を申請書配布場所(あま市社会福祉課、七宝・美和市民サービスセンター)にご持参または郵送でご提出ください。

【添付書類】・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)

・世帯の状況を確認できる書類として住民票の写し(世帯全員分かつ省略のないもの)

・振込先の口座番号や名義人などが分かるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

・簡易な収入(所得)見込額の申立書

・任意の1か月の収入を確認できる書類(給与明細、預金通帳、帳簿など)

※住民税非課税相当とは、**世帯員全員の各年収見込額**(令和4年1月から9月までの任意の1か月収入額×12月)**が市民税均等割非課税水準以下であることを**指します。

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(あま市の場合)

・単身の場合:93万円以下(月額77,500円以下)

・ひとり親及び障害者控除対象者の場合:204.3万円以下(月額170,333円以下)

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※本給付金はすでに支給を受けたことがある世帯は再度受けることはできません(一度限り)。

問合せ先 あま市役所福祉部社会福祉課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120・113・202